

## 休学・復学・退学について(2014 年度「学修要覧」より抜粋)

※手続きの詳細については、法学部事務室に相談してください。

### 8. 休学 <規程：学則第 46 条、学籍に関する規程第 2～5 条、学費等の納付に関する規程第 10 条>

#### 8.1 休学の制度

病気その他やむを得ない事由により、当該学期の授業開始日より定期試験終了日までの期間中、継続して 2 ヶ月以上就学することができない場合は、休学を願い出ることができます。休学の許可については、学部の教授会で審議を行います。また、病気のため、就学することが適当でないと認められる場合に、休学を命ずることがあります。

①休学期間は在学期間に算入しません。

②休学期間は継続して 2 年以内です。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度としてその期間を延長して許可することがあります。

③休学期間は入学時から通算して 3 年を超えることはできません。

例：2013 年度・2014 年度に休学（2 年間休学）、2015 年度に復学、2016 年度に休学（1 年間休学）の場合は、今後、休学することはできません。

④休学期間中は、学費に代えて在籍料を納付しなければなりません。

#### 8.2 休学の手続等

##### ①休学の申請書類

休学を願い出の場合は、所定の「休学願」（保証人連署）および継続して 2 ヶ月以上就学することができないことを証明する次のいずれかの書類を法学部事務室に提出しなければなりません。

休学事由	休学願とあわせて必要な書類
病気	主治医の診断書
家庭の事情	理由書
経済的理由	理由書
勤務の都合	勤務先の証明書
海外渡航（私費による海外留学）	留学先の受入証明書
その他	継続して 2 ヶ月以上就学することができないことを証明する書類

##### ②申請期限および休学期間

申請期限は以下の通りです。休学期間は、前期、後期または当該年度の 1 年間のいずれかを単位とします。ただし、学期または年度開始以後に休学の許可を受けた場合は、休学許可日が休学開始日となりますが、学期または年度開始日から休学許可日の前日までの期間も休学期間とみなします。

休学期間	申請期限
前期または当該年度の 1 年間	5 月 31 日まで
後期	11 月 30 日まで

#### 8.3 休学期間中の在籍料

休学期間中の在籍料は、1 学期につき 5,000 円です（その他諸会費が必要となる場合があります）。在籍料は、休学許可日から 2 週間以内に納付しなければなりません。

#### 8.4 休学期間終了の手続

休学期間終了直前（前期は 7 月下旬、後期は 1 月下旬）に、休学期間終了後の就学について本人および保証人宛に「休学期間終了に伴う手続について」を送付しますので、以下の手続をしてください。休学期間終了日までに手続がなかった場合は、休学期間終了日をもって除籍となります。

休学の終了	休学期間終了にあたっての手續
前期末終了	8月1日～8月末日までに、復学願、休学願または退学願を提出
後期末終了	2月1日～2月末日までに、復学願、休学願または退学願を提出

## 9. 復学 <規程：学籍に関する規程第6～7条>

### 9.1 復学の手続

復学する場合は、所定の「復学願」（保証人連署）を法学部事務室に提出してください。

※休学事由が病気による場合は、主治医の診断書の提出と本学保健センター医師の診察を受ける必要があります。

※復学時の学費は、復学する回生の学費となります。

#### 【手續期間】

復学を願い出る学期	復学申請期間
前期	前年度の2月1日～2月末日
後期	当該年度の8月1日～8月末日

#### 【在留資格取得が必要な外国人留学生の手續期間】

復学を願い出る学期	復学申請期間
前期	前年度の12月1日～12月末日
後期	当該年度の6月1日～6月末日

### 9.2 復学時の学生証番号および適用カリキュラム

#### ①2012年度以前の入学生が休学して復学する場合

復学時の回生に適用される年度のカリキュラムとなり、学生証番号もその年度に対応した学生証番号に変更となります。したがって、休学前と復学後で学修するカリキュラムが異なる場合があり、この場合に休学前の既修得単位は、復学後のカリキュラムにあわせて単位認定を行うこととなります。その結果、科目によっては単位が認定できないこともあります。

#### ②2013年度入学生が休学して復学する場合

復学にあっても、休学前の学生証番号および適用カリキュラムを継続することになります。ついては、2012年度以前に入学した場合であっても、復学時に2013年度以降のカリキュラムおよび学生証番号が適用された場合は、それ以降に再度休学・復学をしてもそのカリキュラムと学生証番号は変更されず、既修得単位もそのままとなります。ただし、2013年度以降のカリキュラムの各授業科目は、通常の修業年限（薬学部は6年、他の学部は4年）をふまえて開講しますので、復学後に開講されない科目もあります。

## 12. 退学 <規程：学則第52条、学籍に関する規程第18～19条>

### 12.1 退学の要件および退学の手続等

事情により退学する場合は、所定の「退学願」（保証人連署）を法学部事務室に提出し、許可を得なければなりません。

### 12.2 退学日

退学日は、所属学部の教授会の審議を経て、学長が決定します。成績の認定はその学期最終日に在学していることが条件となりますので（退学日が9月25日または3月31日の場合は、当該学期に修得した単位および当該学期の在学は有効）、当該学期の学費を納付済みで成績の認定を受けたい場合には、退学申請時にこの旨を申し出てください。退学の審議は、教授会日程との関係上、2週間から1ヶ月かかります（退学日は教授会で許可された日です。申請日が退学日になるわけではありません）。